

(6) 鉛中毒予防規則

設備等	鉛業務	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	金別表第4第8	同左第9	同左第10	同左第11	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	清
局所排気装置またはブッシュブル型換気装置および用後処理装置	焙燒	◎																	
	焼結	◎																	
	溶鉱	◎	◎																
	転炉	◎																	
	溶融	●	◎	●	○	●	●	●	○				◎						
	鉄造(込)	●		●	●	●	●						○						
	焼成	●	◎										●						
	粉砕	●	●	●									●						
	破砕	●											●						
	混合	●	●	●									●						
	ふるい分け	●	●	●									●						
	容器詰め	●	●	●									●						
	加工																		
	組立て																		
	溶接	○	○	○									○						
	溶断	○	○	○									○						
	切断	○	○	○									●						
	練粉	●											●						
	煅燒																		
	攪拌												●						
	溶着												○						
	溶射												○						
	蒸着												●						
	仕上げ												●						
	加熱												○						
	圧延												○						
	粉まき等												●						
	はんだ付け												○						
	施釉												○						
	繪付け																		
作業主任者	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※							
測定および評価	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※							
健康診断	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	①	①	①	②	①	②	

- (注) 1 ○印は、当該装置および当該装置に設備を規定した局所排気装置またはブッシュブル型換気装置に用後処理装置の設置を規定しているもの。
- 2 ●印は、当該作業場に局所排気装置またはブッシュブル型換気装置および用後処理装置の設置を規定しているもの。
- 3 ○印は、当該作業場に局所排気装置またはブッシュブル型換気装置の設置を規定しているもの。
- 4 ※印は、選任、実施について規定しているもの。
- 5 健康診断欄については、①は1年以内ごとに1回、②は6ヶ月以内ごとに1回定期に実施する必要があることを示したものである。

(7) 四アルキル鉛中毒予防規則

規制内容等 業務	設 備	作業方法	保護具	管理・健康診断等		届出等							
				作業方法	送風	保護マスク	保護服	保護手袋	保護靴	立位	健診	技術器	内容
製鋼等の密閉焼成	炉内	不透性の窓室および窓の開放	洗浄用油槽の窓室および窓の開放	ドラム式局所排気装置またはブースト式局所排気装置	換気装置	通風装置	保護マスク	保護服	保護手袋	立位	健診	技術器	内容
溶入													
乾燥等の修理等													
タンク内													
残さない物の収穫													
ドラムの取扱い													
研究													
汚染除去													
加熱器の使用													

(注) 計画の届出に関する規定については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合された。